

○犯罪被害者等支援公費負担制度実施要綱の運用上の留意事項について
(平成28年3月28日岩県民第111号警察本部長)

各 所 属 長

みだしの公費負担制度の運用目的及び対象犯罪等については、犯罪被害者等支援公費負担制度実施要綱の制定について（平成25年3月27日付け岩警務第20号、岩生安第26号、岩刑事第21号、岩交通第15号、岩警備第10号。以下「例規」という。）のとおりであるが、同制度の運用上の解釈及び留意事項は下記のとおりであるので誤りの無いようにされたい。

なお、犯罪被害者等支援公費負担制度実施要綱の運用上の留意事項について（平成25年3月27日付け岩県民第182号）は、廃止する。

記

1 公費負担対象犯罪

例規第2に定める公費負担対象犯罪のうち、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）が適用されない事故としては、自転車等の軽車両による場合と、農耕用小型特殊自動車による交通事故の場合がある。

2 公費負担種別

(1) 診察料及び診断書料（例規第3第1項）

ア 「診察料」について

例規に定める「診察料」とは、医療保険・診療報酬制度に定める基本診察料のことであり、この金額を基本として加算される、時間外診療や乳幼児診察料も公費負担に含まれる。

イ 「診断書料」について

例規に定める「診断書料」は、捜査に必要な診断書の取得費用であり、被害者の負傷部位により複数の診療科の医師により診断がなされ、複数の診断書により事実証明する必要のある場合、当然、事件立証上必要な枚数の診断書料を公費負担することとなり、診察料もこれに伴って公費負担する。

(2) 性犯罪被害者初診経費（例規第3第2項）

ア 「初診経費」について

例規に定める、性犯罪被害者に対する「初診経費」については、原則として性犯罪に伴う婦人科の受診に係る初診経費とする。ただし、負傷部位により、複数の診療科の診察、処置又は診断書が必要なときには、それに要する経費を公費負担することとする。

イ 「致傷に伴う処置」について

例規に定める「致傷に伴う処置」について、ただし書の定めにより「簡易な手術も含む。」としているが、本来手術とは「治療を目的として、身体に縫合、切開、切除等の外傷を加える行為」をいい、処置とは「治療を目的として、致傷部位に対し消毒や包帯等による保護を行う等の行為」をいうため、それぞれが異なった医療行為であるが、小さな裂傷部の縫合等の手術については、診察後に診察室や処置室

等において裂傷部の消毒等の処置と同時に行われることが多いため、そういった手術を「簡易な手術」として「致傷に伴う処置」に含むこととしているもの。

なお、手術室等において行われる、麻酔等を用いる等の一般的な手術は当然ながら「簡易」と言えないことから公費負担しない。

ウ 「初診時以後の犯罪捜査の必要から行う検査等」について

例規に定める「初診時以後において、犯罪捜査の必要から行う鑑定資料の採取や性感染症の検査等の実費費用」とは、初診時以後に被疑者が特定された場合のDNA鑑定等に必要な被害者からの採血等の鑑定資料の採取や、一定期間経過後にしか行えない、性感染症検査等をいう。

(3) 犯罪被害者等カウンセリング経費（例規第3第3項）

ア 「精神科医師等によるカウンセリング治療」について

警察組織内や民間支援団体等の臨床心理士によるカウンセリングとの差異は、精神科医師による治療を目的とした医療行為であり、投薬等の処置が行われることである。運用に当たっては、被害者の精神状態をよく見極めた上、被害を最小限に止めるよう、積極的な活用を行うこと。

イ 「精神療法費」について

医療保険制度において、精神科医師により精神疾患の患者に対して行われるカウンセリング等の、精神面から効果のある心理的影響を与えることで精神疾患に起因する不安や葛藤を除去する治療方法を精神療法といい、その費用について、精神療法費と呼び、この実費額を公費負担する。

ウ 「おおむね3回」について

公費負担の回数として、「おおむね3回」としているのは、3回以上の受診を要した場合、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法第36号）」（以下「犯罪被害者等給付制度」という。）における重傷病給付金の支給要件に該当する可能性が有り、その場合、診療に要した費用が給付されることから、3回としたもの。ただし、犯罪被害者等給付金制度の対象とならない場合も考えられることから、「おおむね」とし、回数を超えた適用については、警務部県民課被害者支援室（以下「被害者支援室」という。）と相談すること。

(4) 遺体搬送費用（例規第3第5項）

ア 生活保護者の場合について

公費負担制度により公費負担した場合において、葬祭の施行者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護を受けている場合には、生活保護を実施している市長（町村にあっては管轄の地方振興局長）に対して遺体搬送費用について公費負担を受けた又は受ける予定の旨を申告するよう教示すること。

イ 身元不明遺体の場合について

犯罪によるか否かにかかわらず、身元不明遺体の取扱いについては発見場所の市町村自治体にて引き取ることとされていることから、本制度の適用は要しない。

(5) 一時保護施設借上費（例規第3第6項）

ア 「署長が必要と認めるとき」について

一時保護施設借上費を公費負担するのは、連続して10日間までとしているが、た

だし書の定めにより、事件内容及び犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族の心情を考慮し、必要と認めるときは、借上期間を更に延長することができるが、その場合は、事前に被害者支援室へ相談すること。

なお、署長等は、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に県営住宅の優先入居制度について説明を行うとともに、早期入居が可能となるよう、県の担当者との連携に配慮すること。

イ 「自宅が犯罪被害の現場となった場合など」について

例規に定める「自宅が犯罪被害の現場」とは、犯罪被害者等の自宅が殺人事件、強盗事件、放火事件等の被害現場となり、捜査の必要性等から立入規制等により物理的に居住が困難となった場合をいう。

ウ 「その他一時的に安全な居場所を確保する必要があると認めたもの。」について

例規に定める「一時的に安全な居場所を確保する必要」とは、DV事案や児童虐待事案等と直ちに認められない場合であっても、関係者の供述等から早急に被害者等を保護する必要があると認められる場合をいう。

(6) 犯罪被害現場ハウスクリーニング経費

ア 「ハウスクリーニング」の範囲について

単純な室内の清掃では無く、犯罪によって飛散した血痕や体液の除去のための拭き取り、除臭、殺菌消毒等の専門的技術を要する清掃のことを言う。

イ 「室内」の解釈について

「室内」とは、建物の内部のことを言い、建物の外壁や屋根、敷地内の庭等についてはこれに含まれない。

ウ 「建物の改装、家具の交換費用等」

いわゆるリフォームとなるような作業については、明らかに清掃とは異なることから、公費負担をしないこととしたもの。室内において汚れた家具等についても、清掃のみを対象とすることから、同様とする。

ただし、畳の交換や壁紙の張り替え、襖の張り替えや交換については、清掃の過程で必要最低限の範囲（除臭や消毒殺菌ができない場合等）において、認めることとするが、その判断については、都度、県民課被害者支援室へ相談されたい。

3 公費負担の適用除外

(1) 例規第4は本制度を適用しない条件について定めたものであるが、ただし書により、特段の事情が認められる場合には適用できることとしている。

この「社会通念上適切ではないと認められる特段の事情」とは、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族と加害者の関係、加害行為とその原因となった犯罪被害者自身の行為との関連並びに当該行為の程度、内容、背景事情等を勘案して個別的に判断すること。

(2) 例規第4第1項に定める「公費負担することにより加害者の利となり得るとき。」

とは、親族間犯罪の場合には、被害者に対してなされた公費負担行為が、結果的に親族である加害者へ公費負担することとなる可能性が高いことから、これを防止することを目的としている。しかしながら、DV事案や児童虐待事案等の場合、加害者親族から被害者が保護される事案が多く、被害者が経済的に孤立し困窮する場合が考えら

れるため、そういった場合に公費負担を行うことは、本来の趣旨に沿うものであることから、親族間犯罪の適用を全て否とするのではなく、前述した「社会通念上適切ではないと認められる特段の事情」として、適用できることとする。

なお、親族間犯罪の公費負担の可否については、上記以外の事例等、判断に疑義が生じることが多いと予想されるため、都度、被害者支援室へ相談すること。

- (3) 例規第4第1項第1号に定める「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情があった場合」とは、内縁関係等のことをいい、その事実を成立させようとする当事者の合意と事実関係の存在することを要する。
- (4) 例規第4第1項第4号に定める「その他密接な関係」とは、被害者と加害者が、例規第4第1項第1号から第3号までには該当しないが、交際、交遊、同居、同一職場等の人間関係により当事者間に深い関係が生じていることをいう。
- (5) 例規第4第7項に定める「その他公費負担することが社会通念上妥当でないと認められるとき。」とは、例規第4第1項から第6項には該当しないが、これに準ずるような事由がある場合に、包括的な基準として設けるものである。ただし、運用に当たっては、本項の拡大解釈が公費負担制度の本来の趣旨に沿わないこととなることから、抑制的な適用が必要となるので、都度、被害者支援室へ相談すること。

4 公費負担手続

- (1) 「犯罪被害者等支援公費負担制度実施伺」の作成について

例規第5第1項に定める「犯罪被害者等支援公費負担制度実施伺（様式第1号。以下「公費負担実施伺」という。）」については、次の点に留意のうえ担当課長等が作成すること。

ア 負担区分

負担する公費負担区分を記載するが、性犯罪被害者初診経費には診断書料及び診察料が含まれることから、別に記載の診断書・診察料の欄にまで記載しないようにすること。

イ 事件名

例規第2の公費負担対象犯罪に該当することがわかるよう、事件名には罪名を明記すること。

ウ 事案概要

犯罪事実等を別添し省略する場合は、その旨を記載すること。また、いずれの場合にも公費負担基準の適合状況確認ができるような概要記載を行うこと。

エ 公費負担内容

例規第5第2項の定めに基づき、必要事項を聴取等の方法により確認し、記載すること。ただし、性犯罪被害者初診経費については、医師から見込額が聴取できた場合に記載するが、聴取できなかった場合には空欄とし、請求金額を確認した後に記載すること。また、犯罪被害現場ハウスクリーニング経費については、公費負担対象機関から、作業内容についての見積書の提出を受け、確認の上記載すること。その際、提出を受ける見積書には、会計書類として使用することを前提に、被害者等の人定に係る事項の記載が無いよう、あらかじめ公費負担対象機関へ、申し入れを行うこと。見積書の内容については、別記「仕様書」を参考とし、公費負担対象

期間に依頼されたい。

オ 公費負担適用除外事由

例規第4に定める公費負担の適用除外に基づき、各項目を確認し、公費負担の適正な執行に努めること。

(2) 会計担当者留意事項

公費負担制度においては、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に対し、早急な対応を要すること、及び公費負担対象機関の選定について、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族が行うことから、会計手続における見積書の徴収を省略している。しかし、署長等により公費負担の執行を決定する上で、ある程度の公費負担金額の目安をつけておく必要もあることから、電話等による金額確認を行い、その金額を公費負担実施伺に記載すること。

ただし、犯罪被害現場ハウスクリーニング経費に関しては、事前に見積書を徴することから、会計手続に沿った処理を行うこととするが、下記の被害者等情報について、特にも留意されたい。

公費負担実施伺は、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族の保護の観点から、会計支出書類として使用しないこととし、会計手続上の「実施伺」は通常用いているものを別途作成し、処理することとするが、手続上、見積書等の必要性が求められた場合には、公費負担実施伺の事件名、被害者事項、事案概要等、個人に係る項目について墨塗り等により消去した写しをもって、代えることができることとする。

また、会計手続上の「実施伺」、「支出負担行為伺」及び「支出票」の件名、実施内容については事件に関する具体的な記載を避け、「性犯罪被害者初診経費」、「性犯罪被害者の初診経費について公費負担により支出しようとするもの。」等と簡記すること。

(3) 支払金の還付について

例規第5第3項に定める、支払い済みの場合の公費負担取扱について、公費負担対象機関からの還付及び請求し直しを公費負担の条件としているが、この件については、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に余計な負担をかけることとなるおそれもあることから、公費負担対象機関への説明は、担当課長等から確実に言い、後日、余計な紛議を醸さないよう、特に注意すること。

また、還付の確認については、犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族と公費負担対象機関の双方から、還付の履行について聴取することで行うこと。

5 留意事項

- (1) 事件の内容や犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族の置かれた現状によっては、公費負担基準の画一的な判断が犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に精神的・経済的二次的被害を与えかねないことから、公費負担制度の運用に関する質疑等については、その都度、被害者支援室へ相談すること。
- (2) 性犯罪被害者に対しては、できるだけ女性職員を同行させ、医療機関に対し公費負担制度の趣旨について説明し、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に負担をかけないように配慮すること。
- (3) 一時保護施設借上について、DV事案や児童虐待事案等の場合、公的施設の保護が

可能な場合は、公的施設での保護を優先させることとなるが、この場合、当該公的施設管理者との連携に配慮し、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族に精神的・経済的負担等の二次的被害を与えないよう言動には十分留意すること。